

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

大分県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難となっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への県民の要請を踏まえ、「大分県農林水産業振興計画（おおいた農林水産業元気づくりビジョン 2024）（令和6年9月策定）」において、多様な主体の参画による農地、農業水利施設の維持・保全を進めるとともに、将来にわたる活動の体制づくりと地域コミュニティの醸成を目指すこととしている。

このような中、平成19年度から地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し支援を行ってきたが、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の活動の強化が重要となっている。

こうしたことから、大分県農業農村整備長期計画の行動計画として「おおいた農業農村整備推進プラン2024（令和7年3月策定）」により、農村の協働力による保全管理活動を支援するとともに、地域の取組拡大を推進することとし、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農用地周辺の農業用施設の長寿命化のための活動に対し多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

①地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の活動指針に示す活動のほか、次の活動を追加する。

- ア. 地域で行う鳥獣被害防止のための活動
- イ. 地域で行う配水計画に基づいた配水操作

②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を毎年度実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、活動を1以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区分	活動項目の追加
活動区分	点検・計画策定
対象施設等	農用地
活動項目	100 鳥獣害防護柵等の点検
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように鳥獣害防護柵等の状況確認を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 草地においては、野焼き・草刈り等を適切に行い放牧又は採草可能な状態に保全管理すること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	5 畦畔・法面・防風林の草刈り
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減、水田の貯留機能向上活動等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部（隣接地境界部等）の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しない。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないように行うこと。草地においては、野焼き・草刈り等を適切に行い放牧又は採草可能な状態に保全管理すること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の餌場や潜み場とならないよう、農地周辺の「放任果樹の伐採」、「ほ場隣接の里山林や竹林の管理」、「耕作放棄地の管理」、「畦畔・農地法面等の草刈り」を行い、有害鳥獣が寄り付きにくい集落環境に整えること。

活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	12 路面の維持
活動内容	・ 施設の適正な維持管理のため、施設の管理道の除排雪を行うこと。
活動要件	—
区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	110 施設の適正管理
活動内容	・ 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—
区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	111 施設の適正管理
活動内容	・ 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—

④農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

大分県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

（2）交付単価

①基本的考え方

農地維持支払交付金の交付単価は、次に掲げる表のとおりとする。

②農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付 単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000 円	1,500 円
	畑	2,000 円	1,000 円
	草地	250 円	125 円

（3）交付金の算定の対象とする農用地

農地維持支払交付金の算定の対象とする農用地は、以下に掲げるものとする。

- ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する農用地。
- イ. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 4 号に規定する農業用施設農地のうち、農地法第 43 条第 1 項の規定による届出に係る同条第 2 項に規定する農作物栽培高度化施設用地であって、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する農業用施設用地。
- ウ. 多面的機能の発揮の観点から、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められるとともに適正な保全管理が図られる農用地及びイに定める農業用施設用地。
- エ. 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地。
ただし、ウに定める農用地において実施する場合、活動組織は市町村長に誓約書を提出することとする。

（4）その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

（1）地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

①地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 の活動指針に示す活動のほか、次の活動を追加する。

- ア. 地域で行う農道舗装の補修のための活動
- イ. 草地の森林化を防ぎ、草地としての機能を維持するための活動
- ウ. 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資するための活動

②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

地域活動指針の施設の軽微な補修について、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。

イ. 農村環境保全活動

地域活動指針の農村環境保全活動について、取り組むテーマを 1 以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの活動を 1 以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

地域活動指針の多面的機能の増進を図る活動について、任意の活動とし、実施する場合は、活動内容を選択した上で、毎年度実施する。

③国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等 ①畦畔・農用地法面等
活動内容	・ 農道等から農用地への進入路を適正に維持管理し、必要に応じて補修、補強等を行い、機能確保を図ること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等 ②施設
活動内容	・ 畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、「山羊等の動物（畜産放牧を除く）を活用した除草」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等 ②施設
活動内容	・ 牧柵の維持・補修等、適正な管理を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	31 水路の軽微な補修等
活動内容	・ 水路の転落防止柵等の安全施設について、破損・老朽化箇所の補修を行うこと。また、必要に応じて転落防止柵や水路蓋、注意喚起看板等の設置を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	32 農道の軽微な補修等
活動内容	・ 安全施設について、破損・老朽化箇所の補修を行うこと。また、

	必要に応じて転落防止柵や側溝蓋、注意喚起看板等の設置を行うこと。
活動要件	—
区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	120 舗装の補修（打ち換え）
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	33 ため池の軽微な補修等
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 安全施設について、破損・老朽化箇所の補修を行うこと。また、必要に応じて転落防止柵や注意喚起看板等の設置を行うこと。
活動要件	—

イ. 農村環境保全活動

区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
活動項目	130 草地環境を保全するための野焼きの実施
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 草地の森林化を防ぎ、草地としての機能を維持し、放牧や採草などを容易にするために野焼きの活動を実施し、適正な保全管理を行うこと。
活動要件	—
区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
活動項目	131 農村文化を伝承するための活動
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。
活動要件	—

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

大分県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

⑤水田貯留機能強化計画書の策定について

市町村長は、対象組織が資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を実施する場合には、県知事と協議の上、水田貯留機能強化計画を策定するものとする。

対象組織は、市町村の策定する水田貯留機能強化計画に基づき、水田の雨水貯留機能強化に係る実施面積、年度別計画及び位置図を事業計画書に記載するものとする。

（2）交付単価

①基本的考え方

大分県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、次の表に掲げるとおりとする。

地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金により共同活動を5年間以上実施した地域）については、基本単価の7.5割とする。

共同活動の実施期間が5年未満で資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域については、基本単価の7.5割とする。

多面的機能の増進を図る活動に直ちに取り組めない場合、交付単価の5/6を乗じた額を交付単価とする。

②加算単価

a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に、加算できる交付単価（以下「多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」という）は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

b. 農村協働力の深化に向けた活動への支援

aの支援を受ける対象組織であって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を令和5年度に行っている場合に、同年度を含む活動期間中に限りaの表中の単価に更に加算（以下「農村協働力の深化に向けた活動への支援」という）は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

- (a) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合
- (b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されてい

る場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合

c. 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

- (a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）
- (b) 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする）

d. 環境負荷低減の取組への支援

事業計画に定める活動期間中に、ア)からカ)までのいずれかに該当する環境負荷低減の取組を活動期間中に取組面積を増加させつつ行う対象組織が、取組面積に応じて加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

なお、環境負荷低減の取組については、農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

- ア) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組
- イ) 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組
- ウ) 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組
- エ) 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組
- オ、カ) 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

※対象農用地面積には、畦畔及び法面の面積を含めないものとする。

③資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目区分	資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	2,400円	1,200円
	畑	1,440円	720円
	草地	240円	120円
加算単価 a. 多面的機能の更なる増進に	田	400円	200円
	畑	240円	120円

向けた活動への支援	草地	40 円	20 円
b . 農村協働力の深化に向けた活動への支援	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
c . 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援	田	400 円	200 円
d . 環境負荷低減の取組への支援	ア) 長期中干し	800 円	400 円
	イ) 冬期湛水	4,000 円	2,000 円
	ウ) 夏期湛水	8,000 円	4,000 円
	エ) 中干し延期	3,000 円	1,500 円
	オ) 江の設置 (作溝実施)	4,000 円	2,000 円
	カ) 江の設置等 (作溝未実施)	3,000 円	1,500 円

④組織の体制強化に対する支援

5. 広域協定の規模に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下「活動支援班」という。）を設置する場合に交付できる交付額は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

区分	1 組織当たりの交付額	左記のうち国の助成
広域活動組織の設立及び 活動支援班の設置	40 万円	20 万円

（3）交付金の算定の対象とする農用地

資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の算定の対象とする農用地は、以下に掲げるものとする。

- ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する農用地。
- イ. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 4 号に規定する農業用施設農地のうち、農地法第 43 条第 1 項の規定による届出に係る同条第 2 項に規定する農作物栽培高度化施設用地であって、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する農業用施設用地。
- ウ. 多面的機能の発揮の観点から、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められるとともに適正な保全管理が図られる農用地及びイに定める農業用施設用地。
- エ. 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地。

ただし、ウに定める農用地において実施する場合、活動組織は市町村長に誓約書を提出することと

する。

(4) その他必要な事項

なし

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

①地域活動指針策定における基本的考え方

対象組織が管理する水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 工事1件当たり200万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

長寿命化工事1件当たり200万円以上の工事を認める要件は以下のとおりとし、工事を実施する場合は、事業計画書の他に「長寿命化整備計画」を策定し、市町村の認定を受けるものとする。

1. 活動組織自ら行う実践活動（直営施工）

〔すべての作業を活動組織自らが行う活動とする〕

2. 甚大な自然災害等により被災した地域において、農用地に支障が生じる状態を緊急的に応急措置する活動。

〔実施にあたっては、活動計画に関係なく、長寿命化を実施する場合は、「激甚災害の災害地域における多面的機能支払交付金の特例措置（平成29年8月8日 29農振第1085号）」の申請が必要。〕

3. その他特別な事情により実施の必要があると判断される活動。

〔農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業等対事業等の上位事業で実施出来ないことが明確な場合。〕

b 内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

1. ため池に関する対象活動
2. 上記aの3に関する活動

c 都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

1. 工法の選定の適否

d その他必要な事項

—

イ. アの場合において、盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第

191号) 第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	水路
活動項目	140 水路の浚渫
活動内容	<ul style="list-style-type: none">土砂の堆積、植物の繁茂などにより通水機能に支障が生じており、清掃や泥上げなど日常の管理だけでは解消が困難な場合、機械等を用いて浚渫をするなどの対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	水路
活動項目	141 水路の補修
活動内容	<ul style="list-style-type: none">水路法面に土砂の崩壊や侵食などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	水路
活動項目	142 水路の更新
活動内容	<ul style="list-style-type: none">水路の点検や維持管理に水路を横断できず支障が生じている場合や車両通行時に脱輪したりする恐れがある場合、新たに蓋を設置することにより対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	ため池
活動項目	143 ため池の補修
活動内容	<ul style="list-style-type: none">ため池に土砂が堆積し、貯水機能が維持できない状況やゲート操作に支障がある場合、堆積土砂状況に応じた浚渫により対策を行うこと。
活動要件	—

区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	農地
活動項目	150 農地に係る施設の補修
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破損や閉塞し機能が低下している暗渠排水において、補修等の対策を行うこと。 ・ 破損や老朽化し機能が低下している給水施設（栓）において、補修等の対策を行うこと。 ・ 破損等により農地への進入に支障がある進入路等において、補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	農地
活動項目	151 農地に係る施設の更新等
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破損や閉塞し機能が低下している場合や、排水不良により支障が生じている農地において、暗渠排水の更新や設置の対策を行うこと。 ・ 破損や老朽化し機能が低下している給水施設（栓）において、更新等の対策を行うこと。 ・ 農地への進入に支障がある進入路等において、舗装や拡幅等の対策を行うこと。 ・ 活動項目 48「水田の貯留機能向上」又は 55「防災・減災力の強化」を選択し「田んぼダム」に取組むほ場において、効果発現のための客土による畦畔の嵩上げや畔塗り、排水柵の更新や設置を行うこと。
活動要件	—

④ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙3）

大分県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙3のとおりとする。

（2）交付単価

① 基本的考え方

ア. 対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表に定める単価（直営施工を実施しない対象組織については、当該単価に5／6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。ただし、令和6年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表に定める単価（5. 広域協定の規模に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあって

は、当該単価に5／6を乗じて得た額)をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、5. 広域協定の規模に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に100万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

イ. 施設の長寿命化のための活動に対する交付金の上限額は、次に掲げる表に定める単価(直営施工を実施しない対象組織にあっては、当該単価に5／6を乗じて得た額)をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。ただし、令和6年度に資源向上活動(長寿命化)を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への資源向上活動(長寿命化)に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表に定める単価(5. 広域協定の規模に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に5／6を乗じて得た額)をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、5. 広域協定の規模に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

②資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の交付単価

適用	地目区分	資源向上支払(施設の長寿命化のための活動)の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	4,400円	2,200円
	畠	2,000円	1,000円
	草地	400円	200円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の算定の対象とする農用地は、以下に掲げるものとする。

- ア. 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地。
- イ. 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第4号に規定する農業用施設農地のうち、農地法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設用地であって、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農業用施設用地。
- ウ. 多面的機能の発揮の観点から、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められるとともに適正な保全管理が図られる農用地及びイに定める農業用施設用地。
- エ. 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地。

ただし、ウに定める農用地において実施する場合、活動組織は市町村長に誓約書を提出することと

する。

(4) その他必要な事項

施設の長寿命化のための活動期間は、5年間を原則とするが、対象区域内の施設の補修又は、更新等の状況に応じて、単年でも計画することができるものとする。

5. 広域協定の規模

大分県内においては、広域協定の対象とする区域が実施要綱別紙5の第3の1に規定されている規模の要件を満たす場合、広域活動組織を設立することができる。

ただし、地域振興立法6法指定地域、農業地域類型区分の中間農業地域または山間農業地域のいずれかに該当する地域で、広域協定の対象とする区域が50ha以上の規模、又は協定に参加する集落が3集落以上を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、大分県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、大分県、市町村、農業者団体等から構成する大分県多面的機能支払推進協議会を地域の推進体制に位置付けることとする。

(2) 関係団体の役割分担

①大分県

- ・ 法に基づく基本方針を策定する。
- ・ 本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・ 大分県の多面的機能支払交付金の実施に関する要綱基本方針を策定する。
- ・ 活動組織又は環直実施者（多面的機能支払交付金実施要綱（別紙7）に定める者をいう。以下同じ。）（以下「対象組織」という。）の適切な実施が図られるよう、市町村に対し、指導・助言等を行う。
- ・ 長寿命化整備計画書の事前審査・協議等を行う。
- ・ 多面的機能支払交付金について、市町村長から提出された申請書等を審査するとともに、市町村長に交付金の交付額等を通知し、多面的機能支払交付金の交付を行う。

②市町村（別添：市町村一覧参照）

- ・ 法に基づく促進計画を策定する。
- ・ 対象組織から提出された事業計画を審査するとともに、事業計画を認定する。
- ・ 広域活動組織の作成する協定を審査するとともに、広域協定を認定する。
- ・ 毎年度、対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施を確認する。
- ・ 対象組織に対し、適宜指導を行い、活動の適切な実施を図る。
- ・ 多面的機能支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、多面的機能支払交付金の交付を行う。

- ・ 対象組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。

③大分県多面的機能支払推進協議会

- ・ 毎年度、活動組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・ 活動組織に対する技術、事務に係る指導を行い、活動計画書に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・ 本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・ 活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。
- ・ 多面的機能支払交付金について、交付申請、実績報告、確認等に関する県・市町村の事務の支援を行う。
- ・ 長寿命化整備計画書作成時の指導を行う。

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村、大分県多面的機能支払推進協議会への推進交付金については、国から大分県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業、推進組織推進事業の実施に必要な経費を大分県農業農村多面的機能支払事業交付金交付要綱に従い、大分県から管内市町村、大分県多面的機能支払推進協議会推進協議会に交付するものとする。

(4) その他必要な事項

なし

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

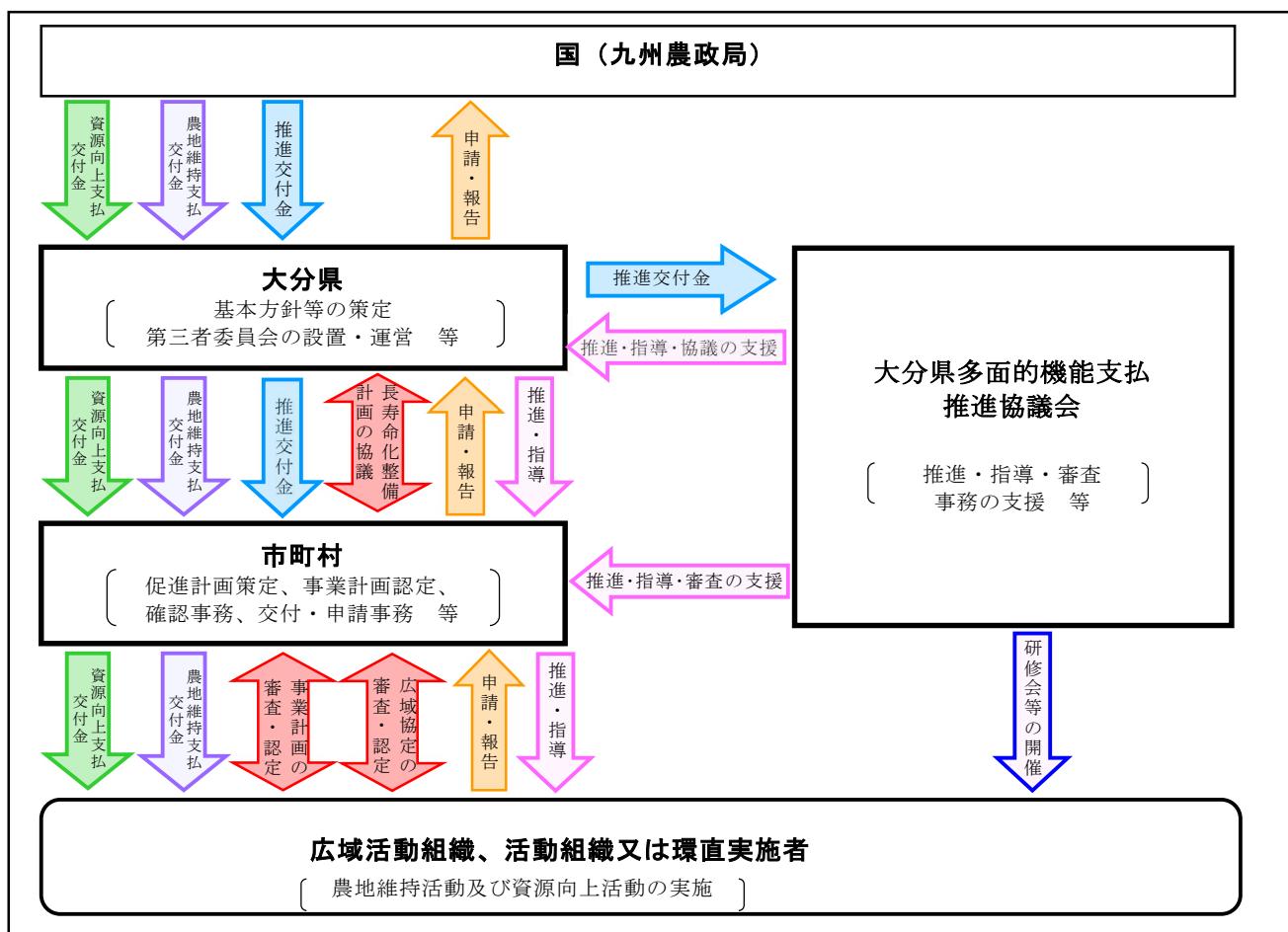
<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	大分県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	
(2) 事業計画の認定		○		
(3) 長寿命化整備計画の協議	○	○	○	
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○		
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○	○	○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○	○	○	
9. (1) 審査・通知		○		
(2) 交付		○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項	—	—	—	

<参考2>

実施体制図



市町村一覧

市町村名	所在地
姫島村	大分県東国東郡姫島村 1630-1
国東市	大分県国東市国東町鶴川 149
日出町	大分県速見郡日出町 2974-1
杵築市	大分県杵築市大字杵築 377-1
別府市	大分県別府市上野口町 1-15
大分市	大分県大分市荷揚町 2-31
由布市	大分県由布市庄内町柿原 302
津久見市	大分県津久見市宮本町 20-15
臼杵市	大分県臼杵市大字臼杵 72-1
佐伯市	大分県佐伯市中村南町 1-1
竹田市	大分県竹田市大字会々 1650
豊後大野市	大分県豊後大野市三重町市場 1200
九重町	大分県玖珠郡九重町大字後野上 8-1
玖珠町	大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268-5
日田市	大分県日田市田島 2-6-1
中津市	大分県中津市豊田町 14-3
宇佐市	大分県宇佐市大字上田 1030-1
豊後高田市	大分県豊後高田市是永町 39-3
18 市町村	

年　月　日

○○市町村長 殿

届出者 住所 大分市大手町3丁目1番1号
氏名 ○○地区農地・水・環境保全活動組織
おおいた たろう
代表 大分 太郎 印
電話 097-123-4567
(連絡者氏名)
(〃 TEL)

誓 約

私は、この度の多面的機能支払交付金の事業申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。
なお、市町村長が必要な場合には、関係機関に照会することについて承諾します。

- (1) 活動計画書の対象となる農用地は、農地として活用するものとする。
- (2) 活動計画書の対象となる農用地及び農業用施設については、地域共同活動で保全管理するものとする。
- (3) 活動計画書の対象となる農用地については、原則、活動期間は転用しないものとする。

大分県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針		活動要件
活動区分	活動項目	
点検・ 計画 策定	点検	<p><input type="checkbox"/> ① 点検</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑩ 鳥獣害防護柵等の点検</p>
	計画策定	<p><input type="checkbox"/> ② 年度活動計画の策定</p>
研修		<p><input type="checkbox"/> ③ 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修</p>
実践 活動	農用地	<p><input type="checkbox"/> ④ 遊休農地発生防止のための保全管理</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 畦畔・法面・防風林の草刈り</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 鳥獣害防護柵等の保守管理</p>
	水路	<p><input type="checkbox"/> ⑦ 水路の草刈り</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 水路の泥上げ</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨ 水路附帯施設の保守管理</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪ 施設の適正管理</p>
	農道	<p><input type="checkbox"/> ⑩ 農道の草刈り</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪ 農道側溝の泥上げ</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫ 路面の維持</p>
	ため池	<p><input type="checkbox"/> ⑬ ため池の草刈り</p> <p><input type="checkbox"/> ⑭ ため池の泥上げ</p> <p><input type="checkbox"/> ⑮ ため池附帯施設の保守管理</p> <p><input type="checkbox"/> ⑯ 施設の適正管理</p>
	共通	<p><input type="checkbox"/> ⑯ 異常気象時の対応</p>

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動区分	活動項目	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	<p>[17] 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催</p> <p>[18] 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査</p> <p>[19] 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査</p> <p>[20] 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催</p> <p>[21] 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査</p> <p>[22] 有識者等による研修会、有識者をえた検討会の開催</p> <p>[23] その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）</p>	該当する活動項目を選択し、毎年度実施する。

第2 活動の説明

1 地域資源の基礎的な保全活動

1) 点検・計画策定

ア 点検

1 農用地に関する活動内容】

□遊休農地等の発生状況の把握

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】

□施設の点検

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・ 活動計画書に位置付けたすべてのパイplineについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・ かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

【農道に関する活動内容】

□施設の点検

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】

□施設の点検

- ・ 活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・ ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。

100 鳥獣害防護柵等の点検

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように鳥獣害防護柵等の状況確認を行うこと。

イ 年度活動計画の策定

2 年度活動計画の策定

- ・ 点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2) 研修

3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修

次の2つの研修について、5年間に各1回以上実施する。2つを合わせて実施することも可能

とする。

- ・ 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。
- ・ 共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修、講習等を開催又はそれに参加すること。

3) 実践活動

ア 農用地に関する活動内容

4 遊休農地発生防止のための保全管理

- ・ 農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。草地においては、野焼き・草刈り等を適切に行い放牧又は採草可能な状態に保全管理すること。

5 畦畔・法面・防風林の草刈り

□ 畦畔・農用地法面等の草刈り

- ・ ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減、水田の貯留機能向上活動等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部（隣接地境界部等）の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しない。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ 防風林の枝払い・下草の草刈り

- ・ ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

6 鳥獣害防護柵等の保守管理

□ 鳥獣害防護柵等の適正管理

- ・ 鳥獣被害防止のための防護柵等（ワナを含む）の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

※ 上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」、「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金」、「鳥獣被害総合対策事業」と重複していないこと。

□ 防風ネットの適正管理

- ・ 防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□ 集落環境整備

- ・ 有害鳥獣の餌場や潜み場とならないよう、農地周辺の「放任果樹の伐採」、「ほ場隣接の里山林や竹林の管理」、「耕作放棄地の管理」、「畦畔・農地法面等の草刈り」を行い、有害鳥獣が寄り付きにくい集落環境に整えること。

イ 水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容

7 水路の草刈り

□水路の草刈り

- ・ 通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

- ・ 活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雜用水施設等のパイプライン附帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

8 水路の泥上げ

□水路の泥上げ

- ・ 活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ吸水槽等の泥上げ

- ・ 活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

9 水路附帯施設の保守管理

□かんがい期前の注油

- ・ 活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

□ゲート類等の保守管理

- ・ 腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の適正管理

- ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

110 施設の適正管理

- ・ 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。

ウ 農道に関する活動内容

10 農道の草刈り

- ・ 活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

11 農道側溝の泥上げ

- ・ 活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

12 路面の維持

- ・ 活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。
- ・ 施設の適正な維持管理のため、施設の管理道の除排雪を行うこと。

エ ため池に関する活動内容

13 ため池の草刈り

- ・ 活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

14 ため池の泥上げ

- ・ 活動計画書に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

15 ため池附帯施設の保守管理

□かんがい期前の施設の清掃・防塵

- ・ 活動計画書に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

□管理道路の管理

- ・ 活動計画書に位置付けたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

□遮光施設の適正管理

- ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□ゲート類の保守管理

- ・ 腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細かな保全管理を行うこと。

[111]施設の適正管理

- ・ 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。

才 共通

[16]異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

- ・ 洪水、台風、地震、豪雪、渇水等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）、農道、ため池及び附帯施設の見回りを行い、状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

- ・ 異常気象後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

[17]農業者（入り作農家、土地持ち非農家含む）による検討会の開催

[18]農業者に対する意向調査、農業者による現地調査

[19]不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査

[20]地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催

[21]地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査

[22]有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催

[23]その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）

**大分県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動))**

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 施設の軽微な補修

地域活動指針		活動要件
活動区分	活動項目	
機能診断・ 計画策定	機能診断	<p>[24] 農用地の機能診断</p> <p>[25] 水路の機能診断</p> <p>[26] 農道の機能診断</p> <p>[27] ため池の機能診断</p>
	計画策定	[28] 年度活動計画の策定
研修		[29] 機能診断・補修技術等に関する研修
実践活動	農用地	[30] 農用地の軽微な補修等
	水路	[31] 水路の軽微な補修等
	農道	[32] 農道の軽微な補修等 [120] 舗装の補修（打ち換え）
	ため池	[33] ため池の軽微な補修等

2 農村環境保全活動

活動区分		活動項目	活動要件
テーマ			
計画策定	生態系保全	[34] 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定す
	水質保全	[35] 水質保全計画、農地保全計画の策定	
	景観形成・生活環境保全	[36] 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	

	水田貯留機能増進・地下水かん養	[37] 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	る。
	資源循環	[38] 資源循環計画の策定	
実践活動	生態系保全	[39] 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		[40] 外来種の駆除	
		[41] その他（生態系保全）	
	水質保全	[42] 水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質モニタリングの実施・記録管理等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		[43] 畑からの土砂流出対策	
		[44] その他（水質保全）	
	景観形成・生活環境保全	[45] 植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		[46] 施設等の定期的な巡回点検・清掃	
		[47] その他（景観形成・生活環境保全）	
		[130] 草地環境を保全するための野焼き等の実施	
		[131] 農村文化を伝承するための活動	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	[48] 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		[49] 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全	
	資源循環	[50] 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。
		[51] 啓発・普及活動	
啓発・普及		[51] 啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。

3 多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	<p>[52] 遊休農地の有効利用</p> <p>[53] 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</p> <p>[54] 地域住民による直営施工</p> <p>[55] 防災・減災力の強化</p> <p>[56] 農村環境保全活動の幅広い展開</p> <p>[57] やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</p> <p>[58] 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</p> <p>[58-2] 広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施</p> <p>[58-3] 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化</p> <p>[59] 都道府県、市町村が特に認める活動</p> <p>[60] 広報活動・農村関係人口の拡大</p>	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・農村関係人口の拡大を毎年度実施する。

第2 活動の説明

1 施設の軽微な補修

1) 機能診断・計画策定

ア 機能診断

【農用地に関する活動内容】

24 農用地の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】

25 水路の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。
- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する活動内容】

26 農道の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】

27 ため池の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に

位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

イ 計画策定

28 年度活動計画の策定

- ・ 機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2) 研修（機能診断・補修技術等の研修）

29 機能診断・補修技術等に関する研修

□対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修

- ・ 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

□老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修

- ・ 対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

□農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修

- ・ 対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

3) 実践活動

ア 農用地に関する活動内容

30 農用地の軽微な補修等

①畦畔・農用地法面等

□畦畔の再構築

- ・ 形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

□農用地法面の初期補修

- ・ 降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

□農用地進入路の適正管理

- ・ 農道等から農用地への進入路を適正に維持管理し、必要に応じて補修、補強等を行い、機能確保を図ること。

②施設

□暗渠施設の清掃等

- ・ 暗渠施設への高圧水による清掃や補修等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。

□農用地の除れき

- ・ 生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。

□鳥獣害防護柵等の補修・設置

- ・ 鳥獣被害防止のための防護柵等（ワナを含む）の補修や設置等を行うこと。
なお、ワナの設置については狩猟免許や捕獲許可が必要であるため注意すること。
※ 上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」、「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金」、「鳥獣被害総合対策事業」と重複していないこと。

□防風ネットの補修・設置

- ・ 防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。

□きめ細かな雑草対策

- ・ 畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバーブランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、「山羊等の動物（畜産放牧を除く）を活用した除草」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

畦畔法面、溝畔法面等の雑草対策の管理作業を省力化すると共に作業時の安全確保のため、法面へ小段の設置を行うこと。

□牧柵の適正管理

- ・ 牧柵の維持・補修等、適正な管理を行うこと。

イ 水路に関する活動内容

31 水路の軽微な補修等

①水路

□水路側壁のはらみ修正

- ・ 柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

□目地詰め

- ・ U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□表面劣化に対するコーティング等

- ・ コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

□不同沈下に対する早期対応

- ・ 水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修

- ・ 柵渠等の水路側壁の背面に土壤侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。

□水路に付着した藻等の除去

- ・ 除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を

除去する等の対策を行うこと。

□水路法面の初期補修

- ・ 法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細かな雑草対策

- ・ 水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

水路法面等の雑草対策の管理作業を省力化すると共に作業時の安全確保のため、法面へ小段の設置を行うこと。

□パイプラインの破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□パイプ内の清掃

- ・ パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高压水による除去活動等の対策を行うこと。

②附帯施設

□給水栓ボックス基礎部の補強

- ・ 特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□給水栓に対する凍結防止対策

- ・ 特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

□空気弁等への腐食防止剤の塗布等

- ・ 空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に發揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の補修等

- ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

□安全施設の設置・補修

- ・ 水路の転落防止柵等の安全施設について、破損・老朽化箇所の補修を行うこと。
また、必要に応じて転落防止柵や水路蓋、注意喚起看板等の設置を行うこと。

ウ 農道に関する活動内容

32 農道の軽微な補修等

①農道

□路肩、法面の初期補修

- 降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

□軌道等の運搬施設の維持補修

- 軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

□きめ細かな雑草対策

- 路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバーブランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

農道法面等の雑草対策の管理作業を省力化すると共に作業時の安全確保のため、法面へ小段の設置を行うこと。

②附帯施設

□側溝の目地詰め

- U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きもを行うこと。

□側溝の不同沈下への早期対応

- 側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側溝の裏込材の充填

- 側溝側壁の背面で土壤侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

□安全施設の設置・補修

- 安全施設について、破損・老朽化箇所の補修を行うこと。また、必要に応じて転落防止柵や側溝蓋、注意喚起看板等の設置を行うこと。

120 舗装の補修（打ち換え）

- 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

エ ため池に関する活動内容

33 ため池の軽微な補修等

①堤体

□遮水シートの補修

- ・ 遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

□コンクリート構造物の目地詰め

- ・ コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きもを行うこと。

□コンクリート構造物の表面劣化への対応

- ・ コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

□堤体侵食の早期補修

- ・ 堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細かな雑草対策

- ・ ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□遮光施設の補修等

- ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

□安全施設の設置・補修

- ・ 安全施設について、破損・老朽化箇所の補修を行うこと。また、必要に応じて転落防止柵や注意喚起看板等の設置を行うこと。

2 農村環境保全活動

1) 計画策定

ア 生態系保全

34生物多様性保全計画の策定

- ・ 地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

イ 水質保全

35水質保全計画、農地保全計画の策定

□水質保全計画の策定

- ・ 地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策

定すること。

□農地の保全に係る計画の策定

- ・ 地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

ウ 景観形成・生活環境保全

36景観形成・生活環境保全計画の策定

- ・ 地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

37水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定

□水田貯留機能増進に係る地域計画の策定

- ・ 地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

□地下水かん養に係る地域計画の策定

- ・ 地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

オ 資源循環

38資源循環計画の策定

- ・ 地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

2) 実践活動

ア 生態系保全

39生物の生息状況の把握

- ・ 地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。
- ・ 地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

40外来種の駆除

- ・ 地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

41その他（生態系保全）

□生物多様性保全に配慮した施設の適正管理

- ・ 地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。
- ・ 動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□水田を活用した生息環境の提供

- ・ 遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。
- ・ 鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。
- ・ 渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。
- ・ 魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□生物の生活史を考慮した適正管理

- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。
- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。
- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□在来生物の育成

- ・ 生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽するなど、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。
- ・ 水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。
- ・ 基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された

場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。

- ・ デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。
- ・ 鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

□希少種の監視

- ・ 地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

イ 水質保全

42 水質モニタリングの実施・記録管理

- ・ 水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

43 畑からの土砂流出対策

□排水路沿いの林地帯等の適正管理

- ・ 水質保全に向けて、畠からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□沈砂池の適正管理

- ・ 水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜柵の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□土壤流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

- ・ 水質保全に向けて、農用地からの土壤流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壤流出を抑制するためには農地目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。

44 その他（水質保全）

□水質保全を考慮した施設の適正管理

- ・ 水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設

等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

- ・ 水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。

□水田からの排水（濁水）管理

- ・ 水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

□循環かんがいの実施

- ・ 地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

□非かんがい期における通水

- ・ 水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

□管理作業の省力化による水資源の保全

- ・ 管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

ウ 景観形成・生活環境保全

45 植栽等の景観形成活動

□景観形成のための施設への植栽等

- ・ 農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

□農用地等を活用した景観形成活動

【農用地等を活用した景観形成活動】

- ・ 農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】

- ・ 農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。
- ・ 農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

46 施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。
- ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン附帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- ・ 地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。
- ・ 畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。

47 その他（景観形成・生活環境保全）

□ 農業用水の地域用水としての利用・管理

- ・ 農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。
- ・ 農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。
- ・ 農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。
- ・ 集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

□ 伝統的施設や農法の保全・実施

- ・ はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。
- ・ 地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。
- ・ 景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

□ 農用地から風塵の防止活動

- ・ 農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の活動を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

130 草地環境を保全するための野焼き等の実施

- ・ 草地の森林化を防ぎ、草地としての機能を維持し、放牧や採草などを容易にするために野焼き等の活動を実施し、適正な保全管理を行うこと。

131 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

- ・ 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承

等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

48 水田の貯留機能向上活動

- 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。
- 大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げや畦塗り等を行うこと。
ただし前述の排水調節の活動を行う場合に限る。
- 大雨時に水田への湛水による一時貯留やため池等の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。

49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全

□水田の地下水かん養機能向上活動

- 水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。
- 水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。

□水源かん養林等の保全

- 地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

オ 資源循環

50 地域資源の活用・資源循環活動

【有機性物質のたい肥化】

- 資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。
- 資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】

- 地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合には早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

【農業用水の反復利用】

- 地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

【小水力発電施設の適正管理】

- 地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

3) 啓発・普及

51 啓発・普及活動

① 広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する活動内容

□広報活動

- 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。
- 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する活動を行うこと。

□啓発活動

- 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
- 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

② 地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動内容

□地域住民等との交流活動

- 活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。
- 地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
- 生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。
- 農村環境保全活動を実施する団体との意見交換会の開催等により、連携を図ること。
- 地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

□学校教育等との連携

- 農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□行政機関等との連携

- 市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での活動等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。
- 市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の活動実績等を投稿すること。

③ 地域内の規制等の取り決めに関する活動内容

□地域内の規制等の取り決め

- ・ 農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。

3 多面的機能の増進を図る活動

52 遊休農地の有効活用

- ・ 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。

53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

- ・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。

54 地域住民による直営施工

- ・ 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。

55 防災・減災力の強化

- ・ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時ににおける応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。

56 農村環境保全活動の幅広い展開

- ・ 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象）。

57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

- ・ 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。
- ・ 地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。

58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

- ・ 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。

58-2 広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施

- ・ 広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。

58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

- ・ 5に定める環境負荷低減の取組への対象活動を行うこと。

59 県、市町村が特に認める活動

- ・ 県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した活動を行うこと。

60 広報活動・農村関係人口の拡大

- ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

4 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織

3における「農村環境保全活動の幅広い展開」は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。

(1) 農業用水の保全

ア 循環かんがいによる水質保全

□循環かんがい施設の保全等

- ・ 循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

イ 净化水路による水質保全

□水路への木炭等の設置

- ・ 農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ 地下水かん養

□冬期湛水等のためのポンプ設置

- ・ 農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

エ 持続的な水管理

□末端ゲート・バルブの自動化等

- ・ 管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

□給水栓・取水口の自動化等

- ・ 管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

(2) 農地の保全

ア 土壌流出防止

□グリーンベルト等の設置

- ・ 農地からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□防風林の設置

- ・ 活動計画書に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

(3) 地域環境の保全

ア 生物多様性の回復

□水田魚道の設置

- ・ 地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□水路魚道の設置

- ・ 地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上がりが可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生息環境向上施設の設置

- ・ 地域における保全対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生物の移動経路の確保

- ・ 地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）の設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ 水環境の回復

□水環境回復のための節水かんがいの導入

- ・ 排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

ウ 持続的な畦畔管理

□カバープランツ（地被植物）の設置

- ・ 管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□法面への小段（犬走り）の設置

- ・ 管理の粗放化による病害虫の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。

（4）専門家の指導

□専門家による技術的指導の実施

- ・ 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動を実施すること。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。

5 多面的機能の増進を図る活動における「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の対象活動

（1）長期中干し

長期中干しは、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 稲の生育中期に 14 日以上の中干しを実施すること。

（2）冬期湛水

冬期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。

イ 市町村等が作成した計画※に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。

※市町村等が作成する以下の内容の記載されたもの。

①生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方方が記載されていること。

②生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置付けられていること。

（3）夏期湛水

夏期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 転作田又は湛水可能なほ場であること。

イ 概ね 2ヶ月以上の湛水期間を確保するため（開放水面を確保すること）、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。

ウ 6月下旬～9月上旬の期間内に概ね 2ヶ月間以上の湛水管理を行うこと。

エ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。

オ 市町村等が作成した計画※に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。

※市町村等が作成する以下の内容の記載されたもの。

①生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方方が記載されていること。

②生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置付けられていること。

（4）中干し延期

中干し延期は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 中干し開始時期を慣行時期より 1 カ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つ。

イ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理、畦の点検 補修を実施する。

(5) 江の設置等

江の設置等は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 10a 当たり原則 10m 以上とし、10m/10a に満たない場合は※のとおり取組面積を調整する。

江の形状は、原則として「深さ 10cm 以上、水面幅 30cm 以上」とする。

※取組面積(a(※1a 未満切り捨て)) = 設置した長さ(m)

イ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8 月中旬までとする。

ウ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。

6 要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの環境負荷低減の取組について農林水産省農村振興局長が別に定める要件は次のとおりとする。

(1) 長期中干し

要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)の取組のうち長期中干しは、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること。

イ 栽培する主作物が水稻であること。

ウ 稲の生育中期に 10 アール当たり 1 本以上の溝切りを実施した上で 14 日以上の中干しを実施すること。

(2) 冬期湛水

要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(b)の取組のうち冬期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。

冬期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること。

イ 栽培する主作物が水稻であること。ただし、令和 6 年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。

ウ 2 ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。

エ 市町村等が作成した計画※に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。

※市町村等が作成する以下の内容の記載されたもの。

①生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。

②生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置付けられていること。

(3) 夏期湛水

要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(c)の取組のうち夏期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること。

イ 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であり、転作田又は湛水可能なほ場であること。

ウ 6 月下旬～9 月上旬の期間内に 2 ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、

代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。

エ 湿水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。

カ 市町村等が作成した計画※に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。

※市町村等が作成する以下の内容の記載されたもの。

①生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方方が記載されていること。

②生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置付けられていること。

(4) 中干し延期

要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(d)の中干し延期は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること。

イ 栽培する主作物が水稻であること。

ウ 中干し開始時期を慣行時期より1カ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。

エ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理、畦の点検 補修を実施すること。

(5) 江の設置等

要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(e)の江の設置等は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること。

イ 栽培する主作物が水稻であること。

ウ 10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は※のとおり取組面積を調整する。

江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm以上」とする。

※取組面積(a(※1a未満切り捨て)) = 設置した長さ(m)

エ 湿水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。

オ 湿水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。

7 要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの取組のうち5割低減の取組に係る低減割合については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 慣行レベル

地域の慣行については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「表示ガイドライン」という。）に基づき県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて作物ごとに設定することとする（必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定するものとする。）。また、県は、地域の慣行レベルを策定又は変更した際は、その内容を公表することとする。

(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法

化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として表示ガイドラインの考え方方に即して行うものとする。

ア 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量の合計とする。

イ 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の

使用回数（土壤消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。

（3）化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項

ア （2）にかかわらず、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第23条第1項又は第31条第1項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

イ 有機農産物規格表B.1の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合にあっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

ウ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとする。

8 要綱別紙2第6の2の(1)のウの取組について、自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱いについては以下のとおりとする。

（1）自然災害により、対象活動の履行ができなかった場合については、それぞれ次のとおり取り扱うことができるものとする。

環境負荷低減の取組（5割低減の取組を除く。）を適切に行つたものの、自然災害により、その要件の達成が困難となった場合については、その原因が自然災害によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該環境負荷低減の取組が行われたものとみなすことができるものとする。

（2）（1）の特例の措置を受けようとする場合の手続は、次に定めるとおりとする。

ア 農業者団体等は、事前に農地が所在する市町村と協議を行った上で、要綱別紙2第5の8の実施状況の報告を行う際に様式第1-13号を添付して市町村長に提出するものとする。なお、事業年度内であり、実施状況の報告以降に自然災害が発生した場合は、農業者団体等は速やかに市町村長に報告を行い、市町村長、県知事及び九州農政局長は別途協議するものとする。

イ アの提出を受けた市町村長は、これを実施状況の報告に添付し、県知事に対して自然災害の発生による特例措置の適用に係る技術的な意見を求めることする。（様式第2-19号）

ウ イにより意見照会を受けた県知事は、以下の特例措置の適用に関する基準に係る技術的な意見を付して、九州農政局長に対し、協議するものとする（様式第2-20号）。

a 自然災害により取組の継続が困難な状況であることについて、近隣地域で同種の取組を行っている農業者においても同様であると認められること又は市町村等の第三者による確認が行われていること。

b 県から当該災害に係る被害額や当該災害に対応した技術指針等が公表又は周知されていること。

（3）（2）で協議を行った特例の適用について、その内容が適切であるか九州農政局長から県知事は通知を受けるものとする。

(4) 県知事は、(3)の結果を踏まえて、実施状況の報告に対する確認結果と併せて市町村長に報告するものとする。

大分県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動))

第1. 地域活動指針及び同指針に基づく要件

活動区分 施設区分	活動項目	活動要件
実践活動	水路	<p>[61] 水路の補修</p> <p>[62] 水路の更新等</p> <p>[140] 水路の浚渫</p> <p>[141] 水路法面の補修</p> <p>[142] 水路の更新</p>
	農道	<p>[63] 農道の補修</p> <p>[64] 農道の更新等</p>
	ため池	<p>[65] ため池の補修</p> <p>[66] ため池（附帯施設）の更新等</p> <p>[143] ため池の補修</p>
	農地に係る	[150] 農地に係る施設の補修
	施設	[151] 農地に係る施設の更新等

第2. 活動の説明

1 実践活動

1) 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

[61] 水路の補修

① 水路本体

□水路の破損部分の補修

- ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路の老朽化部分の補修

- 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路側壁の嵩上げ

- 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

□U字フリューム等既設水路の再布設

- 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

② 附帯施設

□集水枠、分水枠の補修

- 集水枠、分水枠の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ゲート、ポンプの補修

- ・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

62水路の更新等

① 水路本体

□素堀り水路からコンクリート水路への更新

- ・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

□水路の更新

- ・ 水路の一部区間において、老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

② 附帯施設

□ゲート、ポンプの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

- ・ 水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

140水路の浚渫

- ・ 土砂の堆積、植物の繁茂などにより通水機能に支障が生じておらず、清掃や泥上げなど日常の管理だけでは解消が困難な場合、機械等を用いて浚渫をするなどの対策を行うこと。

141水路法面の補修

- ・ 水路法面に土砂の崩壊や侵食などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

142水路の更新

- ・ 水路の点検や維持管理に水路を横断できず支障が生じている場合や車両通行時に脱輪したりする恐れがある場合、新たに蓋を設置することにより対策を行うこと。

2) 農道に関する対象活動

63農道の補修

① 農道本体

□農道路肩、農道法面の補修

- ・ 農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応

じた工法による補修等の対策を行うこと。

□舗装の打換え（一部）

- ・ 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

② 附帯施設

□農道側溝の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

① 農道本体

□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト等）

- ・ 未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

② 附帯施設

□側溝蓋の設置

- ・ 農道において、側溝に蓋がないために車両通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

□土側溝をコンクリート側溝に更新

- ・ 土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

3) ため池に関する対象活動

65 ため池の補修

① ため池本体

□洗堀箇所の補修

- ・ ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

□漏水箇所の補修

- ・ ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

② 附帯施設

□取水施設の補修

- ・ ため池の豎樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□洪水吐の補修

- ・ ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・ 転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

66 ため池（附帯施設）の更新等

□ゲート、バルブの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

- ・ ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

143 ため池の補修

- ・ ため池に土砂が堆積し、貯水機能が維持できない状況やゲート操作に支障がある場合、堆積土砂状況に応じた浚渫により対策を行うこと。

150 農地に係る施設の補修

□暗渠排水の補修

- ・ 破損や閉塞し機能が低下している暗渠排水において、補修等の対策を行うこと。

□給水施設（栓）の補修

- ・ 破損や老朽化し機能が低下している給水施設（栓）において、補修等の対策を行うこと。

□進入路等の補修

- ・ 破損等により農地への進入に支障がある進入路等において、補修等の対策を行うこと。

151 農地に係る施設の更新等

□暗渠排水の更新、設置

- ・ 破損や閉塞し機能が低下している場合や、排水不良により支障が生じている農地において、暗渠排水の更新や設置の対策を行うこと。

□給水施設（栓）の更新

- ・ 破損や老朽化し機能が低下している給水施設（栓）において、更新等の対策を行うこと。

□進入路等の更新

- ・ 農地への進入に支障がある進入路等において、舗装や拡幅等の対策を行うこと。

□畦畔の築立、排水柵の更新等

- ・ 活動項目 48「水田の貯留機能向上」又は 55「防災・減災力の強化」を選択し「田んぼダム」に取組むほ場において、効果発現のための客土等による畦畔築立、排水柵の更新や設置を行うこと。